第明三治十二種五郵年便三物月三十一認日可

「一般更生債権弁済計画表（条件付債権）」（別表16）の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、既に弁済期が到来した未払の分割弁済金があるときは、停止条件成就から２か月後に初めて到来する弁済日（当該弁済日が存在しないときには、停止条件が成就した日から２か月を経過した日まで）に、当該分割弁済金を合わせて弁済する。

第３　保証債務履行請求権

１　保証債務履行請求権

保証債務履行請求権たる更生債権の債権者、債権額及び詳細は、「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」（別表17）記載のとおりである。

２　権利の変更

主債務者が期限の利益を喪失した主債務の弁済を請求され、かつ、管財人が保証債務履行請求を受けた日以降に到来する各弁済日（当該各弁済日までに、当該期限の利益が付与されず主債務の弁済の請求及び保証債務履行請求のいずれも撤回されない場合に限る。以下、この２において同じ。）において、前述第１の２を適用して免除を受け、それまでは権利の変更を留保する。

前述第１の２の権利の変更の適用にあたっては、当該各弁済日においては、更生計画認可決定日における確定更生債権額から当該弁済日までに主債務者が弁済した元本額（当該弁済日前までになされた、確定更生債権の免除総額を超える額に限る。）その他付従性により消滅した額を控除した額を確定更生債権額とみなす（例えば、第２回分割弁済日に、この２の定めにより確定更生債権額とみなされて前述第１の２⑴ア及びイが適用された後、第３回分割弁済日にはこの２の定めにより確定更生債権とみなされない場合、当該日には何らの免除も後述３の弁済も受けない。そして、第４回分割弁済日にこの２の定めにより確定更生債権とみなされる場合、前述第１の２⑴イが適用される。）。前述第１の２⑴アの適用にあたっては、「更生計画認可決定日」とあるのは、「更生計画認可決定日、又は主債務者が期限の利益を喪失した主債務の弁済を請求され、かつ、管財人が保証債務履行請求を受けた日以降に到来する弁済日（当該日までに、当該期限の利益が付与されず主債務の弁済の請求及び保証債務履行請求のいずれも撤回されない場合に限る。確認のため述べると、このアは１度のみ適用される。）のいずれか遅い日」と読み替える。

なお、主債務者による主債務の弁済及びその他更生会社以外の第三者による弁済により主債務が消滅した額については、保証債務履行請求権も付従性により消滅する。

３　弁済方法

前述２による免除を受けない金額については、前述２により確定更生債権額とみなされる額につき、前述第１に従い、分割弁済する。ただし、①前述第１の３⑵①②③④⑤の適用にあたっては、確定更生債権につき追加弁済がなされた分割弁済日における元本等一般更生債権の額を用いて弁済し、②前述第１の３⑵①②③④⑤⑥の適用にあたっては、前述２により確定更生債権額とみなされる額から当該適用までに本更生計画に基づき弁済及び免除を受けたとみなすべき額を控除した額につき、分割弁済する。

前述２により確定更生債権とみなされる場合、既に弁済期が到来した未払の分割弁済金があるときは、前述２により確定更生債権とみなされた時から２か月後に初めて到来する弁済日（当該弁済日が存在しないときには、前述２により確定更生債権とみなされた日から２か月を経過した日まで）に、当該分割弁済金を合わせて弁済する。

４　相殺

管財人は、「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」（別表17）記載の保証債務履行請求権のうち主債務者が更生債権者等であるものにつき前述３に基づく弁済をした場合、当該主債務者に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生会社が当該主債務者に対し取得する求償権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第４　予備的届出がなされた更生債権

１　予備的届出がなされた更生債権

予備的届出がなされた更生債権の債権者、債権額及び詳細は、「一般更生債権弁済計画表（予備的届出がなされた債権）」（別表18）記載のとおりである。

２　権利の変更

届出に付された条件が成就したものにつき、前述第１の２を適用して免除を受ける。前述第１の２⑴アの適用にあたっては、「更生計画認可決定日」とあるのは、「更生計画認可決定日又は届出に付された条件が成就した日のいずれか遅い日」と読み替える。

３　弁済方法

前述２による免除を受けない金額については、届出に付された条件が成就するまで弁済を留保する。届出に付された条件が成就した場合は、前述第１に従い、分割弁済する。ただし、前述第１の３⑵①②③④⑤の適用にあたっては、確定更生債権につき追加弁済がなされた分割弁済日における元本等一般更生債権の額を用いて弁済する。

届出に付された条件が成就した場合、既に弁済期が到来した未払の分割弁済金があるときは、届出に付された条件成就から２か月後に初めて到来する弁済日（当該弁済日が存在しないときには、届出に付された条件が成就した日から２か月を経過した日まで）に、当該分割弁済金を合わせて弁済する。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

１　本更生計画において定める更生債権等の弁済日が金融機関休業日にあたる場合、その翌金融機関営業日をもって弁済日とする。

２　本更生計画に基づく弁済は、弁済時における更生会社の本店において、午前10時から午後４時までの間に行う。ただし、更生債権者等が、管財人に対し、管財人が送付する振込先指定書の記載に従って、日本国内に存する特定の金融機関口座への弁済金の振込を求めた場合はこれに従う。この場合の振込手数料は更生会社の負担とする。

３　租税等の請求権は、徴収権者の指定する方法及び場所で納付する。

第２　弁済の充当

弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、本更生計画に別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし（ただし、更生債権者等との合意に基づき、元本から充当させることその他別の充当順序を定めることができる。）、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第３　更生債権等の放棄、取下げの取扱い

更生計画認可決定日までに更生債権等の放棄又は取下げがあった場合、放棄又は取下げ後の債権額についてこの章の定めを適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第４　端数の取扱い

本更生計画において特段の定めがない限り、更生債権等への弁済額の算出にあたっては、その算出した率に小数点以下三位未満の端数がある場合はこれを切り捨て、１円未満の端数は切り捨てとし、免除額の算出にあたっては、その算出した率に小数点以下三位未満の端数がある場合にはこれを切り上げ、１円未満の端数は切り上げとする。ただし、前述第４節第１の２⑴ア及びイの免除額の算出にあたっては、その算出した率に小数点以下三位未満の端数がある場合はこれを切り捨てとする。